

日本DPO協会 第26 回個人情報保護セミナー
「個人情報保護法の最近の執行事例と
3年ごと見直しの注目点について」
講師：池田・染谷法律事務所
今村 敏 先生

2024年5月23日（木） 15:00～16:00

あいさつ「個人情報保護法の課題」

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

（一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長）

個人情報保護法制定の課題

- 1988 年 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律(昭和63年法律第95号)
- 2003年 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- 2003年 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)
- 2003年 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)
- 2015年 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の改正

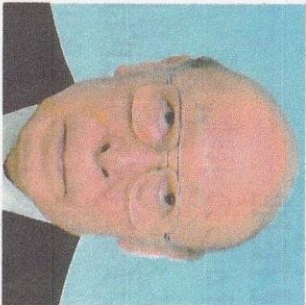
個人情報保護法改正(2015年)

- 附則第12条
- 附則第12条第3項 「政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」

個人情報保護法改正(2018年)

- 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号） 令和4年4月1日全面施行
- 附則第10条「政府は、[この法律の施行後三年ごとに](#)、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」
- 参照 [堀部政男「個人情報保護法制の今後の課題」 NBL2023年4月1日号巻頭言⇒次頁](#)

今後の個人情報保護法制の課題



—橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長

堀部 政男

HORIBE Masao

2003年に制定された個人情報保護法は、2015年、2020年、2021年にそれぞれ大幅に改正された。2020年改正、また2021年改正の大部分は、2022年4月1日に施行されたが、2021年改正の地方公共団体等に関する規定は、本年4月1日に施行される。これで近年の改正法は、全面施行となる。世界のデータ保護法の標準的なレベルには到達できたと評価できるので、改正に当たった関係者の努力に敬意を表したい。

ここまで来てみると、また新たな課題も見えてくる。いくつか例示してみることとする。

まず、直近では、2020年改正法の附則10条で「……この法律の施行後3年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報情報を活用した新たな産業の創出

及び発展の状況等を勘案し、……検討を加え、……所要の措置を講ずるものとする」と規定されたが、国際的動向・情報通信技術の進展等が激しい今、法的にも検討することになるであろう。2020年の改正は、2015年改正法附則12条3項の規定により、個人情報保護委員会が2019年4月25日に公表した「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」および同年12月13日にまとめた「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」に基づいている。制度改正大綱は、継続的な検討課題として「課徴金制度」を掲げている。国際的な動向を直視する必要がある。

また、上記の「中間整理」で言及されながら、改正では採り入れられなかった課題もある。たとえば、データ保護オフィサー(DPO)やプライバシー影響評価(PIA)等である。「中間整理」では、これらは、「個人情報保護のための事業者における自主的な取組を促す仕組みの在り方」の中で扱われ、また、「制度改正大綱」でも言及されているが、将来の課題であると位置づけられている。双方とも、EUの一般データ保護規則(GDPR)には規定されている。

さらに、EUにおける個別分野のデータ保護にも注目したい。欧州委員会は、2022年5月3日、欧州ヘルスデータ空間(European Health Data Space: EHDS)という規則を提案した。これは、EU全体で電子ヘルスデータの一次利用(そのデータの自然人の健康状態を評価、維持または回復するための保健サービスの提供のための利用)を可能にする義務的な越境システムであって、二次利用(研究、政策立案、創薬・医療機器開発・保健等の利用)も可能とするシステムを構築しようとするものである。それとともに本人のデータ管理を可能とする。これは、電子ヘルスデータ記録にとっては革命的なことであるとも評されている。まだ提案段階であるが、日本で類似のシステムが可能か也大いに議論されるべきである。

さらにまた、地球規模の自由な個人データ流通をどのように実現するかという課題がある。それに発展することが期待されている、日本提唱のDFFT(data free flow with trust)——信頼性が確保された自由なデータ流通——が注目されている。G7のデータ保護機関の間では、2021年(英国が議長)、2022年(ドイツが議長)と議論されてきている。今年2023年は、6月に日本が議長で論じられる。その成果に期待したい。

- 2023年11月15日 個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討(個人情報保護委員会事務局)
- 2023年9月27日 委員会「改正個人情報保護法の施行状況について①」公表
- 10月18日 委員会「改正個人情報保護法の施行状況について②」公表
- 11月15日 委員会「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討」公表
- 11月下旬 関係団体等ヒアリングを順次実施
- 2024年春頃 委員会「中間整理」公表

- 検討の方向性①
 - 1. 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方
- 検討の方向性②
 - 2. 実効性のある監視・監督の在り方
- 検討の方向性③
 - 3. データ利活用に向けた取組に対する支援等の在り方

第284回個人情報保護委員会

- 2024(令和6)年5月15日(水)13:00～
- 議題
- 令和5年度年次報告(案)について
- いわゆる3年ごと見直し データ利活用に向けた取組に対する支援等の在り方について
- いわゆる3年ごと見直し 実効性のある監視・監督の在り方②について
- 資料2 個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討(データ利活用に向けた取組に対する支援等の在り方)
- 資料3 個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討(実効性のある監視・監督の在り方②)